

社会福祉法人セイワ 川崎授産学園ケアホーム 利用料金表

平成18年10月 1日現在

運営規程第8条第2・3項関係	1. 介護給付			
	指定共同生活介護に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が当該指定共同生活介護に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定共同生活介護に要した費用の額）。以下、算定方法を当該事業該当部分のみ抜粋（法定代理受領となる場合にはこの分の料金負担は無い）。			
	項 目		単 位	金額（()内は利用者負担分）
	(1) 基本単価	区分2	210 単位	2,270円 (227円)/1 日
		区分3	273 単位	2,951円 (296円)/1 日
		区分4	300 単位	3,243円 (325円)/1 日
		区分5	353 単位	3,815円 (382円)/1 日
		区分6	444 単位	4,799円 (480円)/1 日
	(2) 加算単価	自立生活支援加算 180日迄	14 単位	151円 (16円)/1 日
		重度障害者支援加算	26 単位	281円 (29円)/1 日
日中介護等支援加算		539 単位	5,826円 (583円)/1 日	
夜間支援体制加算 16人		区分2・3	9 単位	97円 (10円)/1 日
		区分4	26 単位	281円 (29円)/1 日
		区分5・6	71 単位	767円 (77円)/1 日
入院時支援特別加算 月1回		3日以上7日迄	561 単位	6,064円 (607円)/1 回
		7日以上	1,122 単位	12,128円 (1,213円)/1 回
帰宅支援加算 月1回	3日以上7日迄	187 単位	2,021円 (203円)/1 回	
	7日以上	374 単位	4,042円 (405円)/1 回	
(3) 級地区分率	川崎市（特甲地）		千分の1,081	
利用者負担の算定方法	(1)+(2)による1ヶ月のサービス合計単位数×(3)級地区分率×10%（1割分） ただし金額は小数点以下切捨てなので、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。 なお、利用者負担には以下の配慮措置があります。 1 所得段階別の月額上限設定 2 個別減免 3 高額障害福祉サービス費（償還払い方式） 4 生活保護への移行防止 ※具体的な金額は受給者証に記載のとおり。			
運営規程第8条第5項関係	2. 特定費用			
	家賃 光熱水費 食材費		55,000円/月額	
	・月の途中で入退所した場合は、55,000×当該月の入所日以降又は退所までの日数/当該月の日数			
	その他当該共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要な費用で、利用者が負担することが適当なもの		持ち込み	
	3. 支給外サービス			